



次なる  
茨木へ。



茨木市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

# 【報告案件】 景観計画の変更

茨木市都市計画審議会

令和5年7月10日

# 本日の内容

- 景観計画変更において必要となる「都市計画審議会への意見聴取」に先立ち、事前に景観計画変更の概要等について、報告を行う。

本日

景観計画変更に係る

概要等の報告



事前に



令和6年1月頃

都市計画との適合性について

意見聴取



## (目次)

1 都市計画審議会への意見聴取について

2 マスタープランにおける都市計画・都市づくりの方針・方向性について

3 景観計画の概要について

4 景観計画の変更内容（概要）について

# 1. 都市計画審議会への 意見聴取について

# 都市計画審議会への意見聴取

## ■手続き・流れ

- 景観法第9条第2項及び同条第8項により、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ「都市計画審議会の意見を聴かなければならない」と定められている。
- また、茨木市景観条例第6条において、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならず、都市計画審議会の意見を聴く前に行うものとされている。



景観審議会の意見聴取後に、都市計画審議会に意見聴取を行う。



### 景観法 第9条（抜粋）

- 2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。
- 8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

### 茨木市景観条例 第6条（抜粋）

- 5 市長は、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ、茨木市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 前項の規定による手続は、法第9条第2項の規定により茨木市都市計画審議会の意見を聴く前に行うものとする。

# 都市計画審議会への意見聴取

## ■意見聴取の視点

- 景観法第8条において、景観計画は都市計画区域の整備・開発・保全の方針（大阪府都市計画区域マスタープラン：区域マス）及び市町村の都市計画に関する基本的な方針（茨木市都市計画マスタープラン：都市マス）に適合するものでなければならないとされている。
- 景観計画の変更内容については、良好な景観の形成の観点から「景観審議会」で議論中（令和2年度～）



区域マス、都市マスに掲げる「都市計画・都市づくりの方針・方向性」との適合性の観点から意見聴取を行う。

### 景観法 第8条（抜粋）

- 7 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第6条の2第1項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。
- 8 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあつては、都市計画法第18条の2第1項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。

## 2. マスタープランにおける都市計画・ 都市づくりの方針・方向性について

## 都市景観に関する方針

### ■ 適切な規制・誘導による景観形成の方針

- ・景観計画に基づく大規模建築物等の建築行為等を行う際の意匠や色彩に関する規制、屋外広告物条例に基づく屋外広告物の設置や管理の適正化等を適切に運用し、良好な景観の保全・形成に努めます。

### ■ 地域の特性を活かした景観形成促進の方針

- ・景観行政団体が景観計画を策定することにより、自然や歴史と調和した街なみの形成等、良好な景観への規制・誘導を推進します。





## 都市づくりプラン

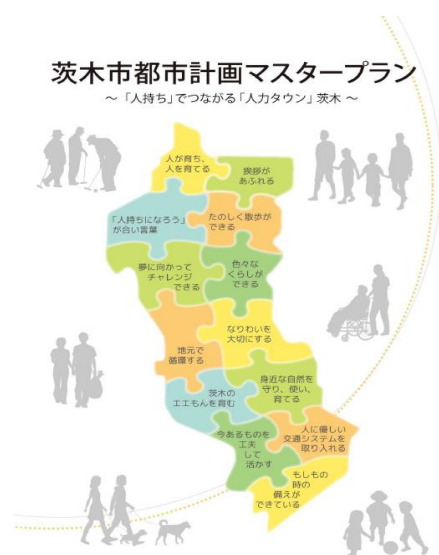
### テーマ8 暮らしを支える「拠点」を活性化する

#### ■ 公共空間活用によるまちづくり

・中心市街地における道路・公園空間をはじめとした公共空間を、交流・活動が生まれる場として有効活用することにより、魅力的なまちづくりを推進します。

#### ■ 歩いて楽しい中心市街地となるような市民の立ち寄りスポットの整備誘導

・市民や来訪者が気軽に訪れ、楽しく散策し、集うことのできる回遊性のある中心市街地にしていくために、活用可能な民間空間における立ち寄りスポットや憩いの場となる施設の整備誘導に努めます。



施策中間見直し  
令和2年(2020年)3月



## テーマ10 まちの資源を活かした個性ある景観の形成を進める

### ■ 景観計画に基づく景観の保全・創出

- ・景観計画に基づき、魅力ある茨木らしい景観づくりを進め、必要に応じて景観計画の見直しを検討します。
- ・特に景観上保全が必要であると認められた建造物や公共施設(道路・河川・公園)、樹木については、景観重要建造物及び景観重要公共施設、景観重要樹木の指定を行います。

### ■ 景観に配慮した屋外広告物の検討

- ・屋外広告物を本市の多様な景観(市街地、農地、里山など)の形成や保全に大きな影響を与える要素として捉え、本市の屋外広告物についての現状把握・課題抽出等を行ったうえで、市独自の条例を制定します。

### ■ 周辺環境と調和した景観・環境の保全・創出

- ・公共施設の建設に際して、オープンスペースを確保し、質の高いデザインや周辺の景観や環境との調和に引き続き努めます。

### ■ 中心市街地における景観形成

- ・中心市街地でより統一感のあるまちなみを形成するため、中央通り、東西通り沿道における景観のあり方について、景観計画の見直しも視野に入れながら検討します。

### ■ 周辺環境と調和した景観・環境の誘導

- ・ゆとりとうるおいのある環境づくりを目指して、公共空間と民間空間が一体となった良好なまちなみの形成を誘導します。
- ・景観計画及び景観条例に基づき、景観形成を促進し、建築物等のデザインの向上と調和により優れた景観の創出を図ります。

### 3. 景観計画の概要について

# 景観計画

## ■策定の趣旨

- 景観法を活用した今後の景観行政の全体像を一つの計画書として示すことを目的に、平成24年7月に策定
- 豊かな自然と歴史の中で築き上げられてきた今日の景観を、さらにうるおいや魅力あるものへと高め、先人や隣人に対する心づかいの気持ちを持って、未来に引き継いでいくことを目標にめざすべき景観像を設定

<めざすべき景観像>

**北摂の自然と歴史に育まれ うるおいと心づかいの感じられるまち いばらき**

<本市の景観特性>

### ①自然景観



北摂山系の森林、棚田、  
集落、田園、河川等

### ②歴史的景観



西国街道、亀岡街道等

### ③沿道景観



一般国道、府道等の  
広域幹線道路沿道等

### ④市街地景観



住宅地、商業地、工業地等

# 景観計画

## ■定めている内容

- 「景観計画の対象となる区域」、「良好な景観の形成に関する方針」、「建築物等の行為の制限に関する事項」、「屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項」及び「景観重要公共施設の整備に関する事項」などを定めている。

## <構成>

第1章 はじめに

第2章 茨木市の景観特性

第3章 茨木市のめざすべき景観像

第4章 茨木市の景観形成の目標

第5章 景観計画区域の設定

第6章 良好な景観形成の方針

第7章 行為の制限に関する事項

第8章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

第9章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

第10章 景観重要公共施設の整備に関する事項

第11章 誇れる景観づくりの実現に向けて

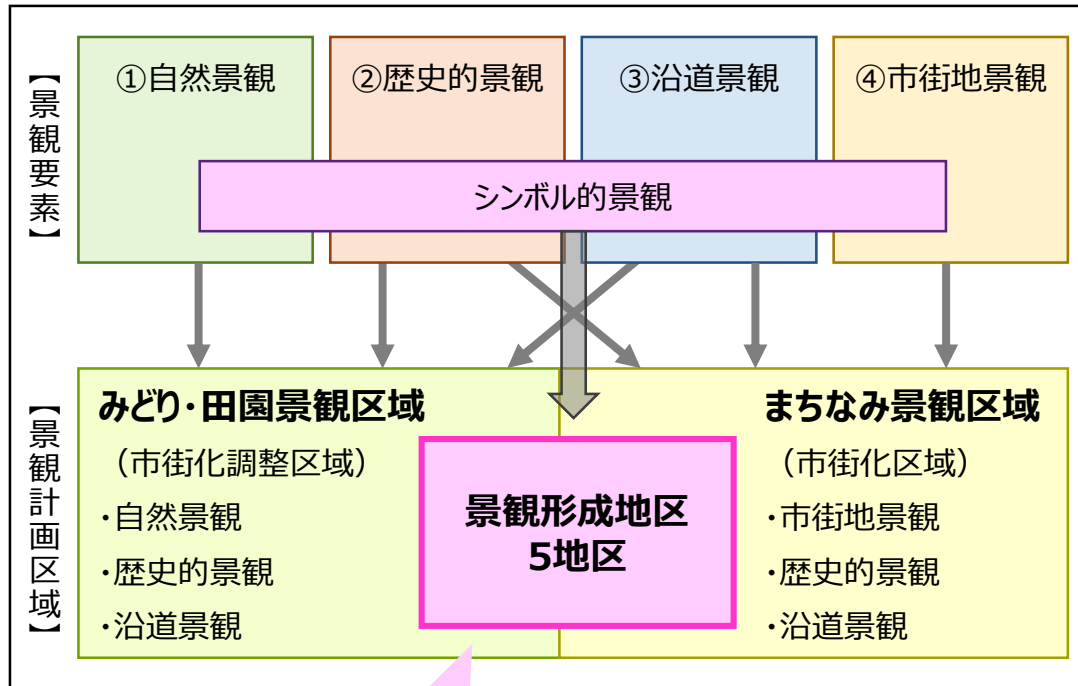
※今回変更を予定する章 : 東西軸 第6、7、10章、屋外広告物 第9章

# 景観計画

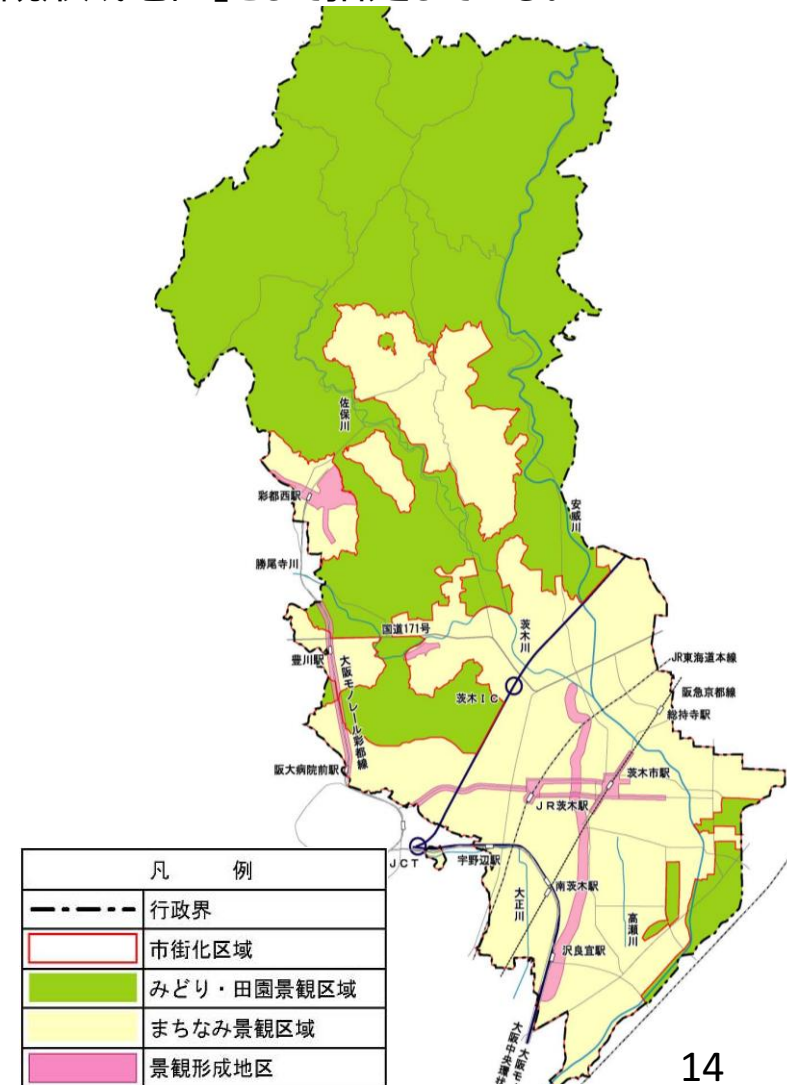
## ■ 区域区分

- 本市では、「市域全域」を景観計画の対象区域としている。
- また、地区の特性にあわせ、市街化調整区域を「みどり・田園景観区域」、市街化区域を「まちなみ景観区域」と分けし、その中でも特に景観形成上、重要な地区5か所を「景観形成地区」として指定している。

＜景観要素と景観計画区域、景観形成地区との関係＞



- ①にぎわい景観形成地区
- ②元茨木川緑地景観形成地区
- ③彩都景観形成地区
- ④歴史的景観形成地区
- ⑤沿道景観形成地区



# 景観計画

## ■ 行為制限に関する事項（届出対象行為）

- 景観法第16条第1項に基づく届出が必要な範囲を景観計画で定めている。
- 景観形成地区では規模に関わらず、すべての建築等行為を行う際に届出を必要としている。

### <届出対象行為と届出を要する対象物及び規模>

届出対象行為	対象物	規模		
		みどり・田園景観区域	まちなみ景観区域	景観形成地区
新築、増築、改築もしくは 移転  外観を変更することとなる修繕 もしくは模様替え又は色彩の変更	建築物	①階数3以上 もしくは ②建築面積300㎡以上	①階数4以上 もしくは ②高さ10m以上 もしくは ③建築面積1000㎡以上 （増築にあたっては、既存建築物の建築面積との合計が1000㎡以上のもの）	すべて
新設、増築、改築もしくは 移転  外観を変更することとなる修繕 もしくは模様替え又は色彩の変更	工作物 （広告塔は除く）	①地盤面からの高さが10m以上 もしくは ②築造面積300㎡以上	①地盤面からの高さが10m以上 もしくは ②築造面積1000㎡以上	すべて
開発行為	土地	行為地の面積500㎡以上	行為地の面積1000㎡以上	すべて
土地の形質の変更		行為地の面積1000㎡以上	行為地の面積1000㎡以上	すべて
物件の堆積	その他	行為地の面積1000㎡以上	行為地の面積1000㎡以上	すべて

# 景観計画

## ■ 行為制限に関する事項（景観形成基準）

- 建築行為等は景観形成基準に適合させる必要がある。
- なお、景観形成基準は地域の特性を踏まえ、それぞれの景観区域や景観形成地区ごとに定めている。

### <景観形成基準の例>

(1) みどり・田園景観区域

行為	事項	みどり・田園景観区域
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。</li> <li>道路の境界線からできる限り後退した配置とする。</li> <li>市街地から北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。</li> </ul>
	2) 形態、意匠	(1) 建築物本体 <ul style="list-style-type: none"> <li>良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。</li> </ul> (2) 付帯施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>外部に設ける建築設備<sup>*</sup>は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。</li> <li>屋外階段、バルコニー等は、建築物全体と調和させる。</li> </ul>
	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベースカラーは自然になじんだ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図1）に適合させ、周辺の景観と調和させる。</li> <li>ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。（ソーラーパネルを含む。）</li> <li>アクセントカラーは原則使用しない。</li> </ul>
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な周辺の景観と調和した素材を使用する。</li> <li>反射光のある素材は使用しない。</li> </ul>
	5) 光源等	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。</li> </ul>
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。</li> <li>閉鎖的な塀、柵等で囲わず、できる限り開放的な形状とする。塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。</li> </ul>

1) にぎわい景観形成地区

行為	事項	にぎわい景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。</li> <li>駅周辺と主要道路（中央通り、茨木鮎川線、エキスポロード（にぎわい景観形成地区内））沿道では、1階部分で道路境界より原則として1m以上の壁面後退を行い、オープンスペースを確保する。</li> </ul>
	2) 形態、意匠	(1) 建築物本体 <ul style="list-style-type: none"> <li>良好な周辺の景観と調和し、窓の庇、窓枠のラインをそろえる等、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。</li> <li>中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。</li> </ul> (2) 付帯施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。</li> <li>外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。</li> <li>屋外階段、バルコニー等は、建築物全体と調和させる。</li> </ul>
	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベースカラーは明るくにぎわいの感じられる色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。</li> <li>ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。（ソーラーパネルを含む。）</li> <li>アクセントカラーは、各立面の1/20以下とする。</li> </ul>
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。</li> <li>反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。</li> </ul>
	5) 光源等	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。</li> </ul>
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。</li> <li>緑豊かな景観を形成するため、建築物の壁面緑化、屋上緑化等に努める。</li> <li>建築物の前面に配置する駐車場等の周囲は、樹木等により緑化する。</li> </ul>



# 景観計画

## ■ 行為制限に関する事項（景観形成基準・色彩）

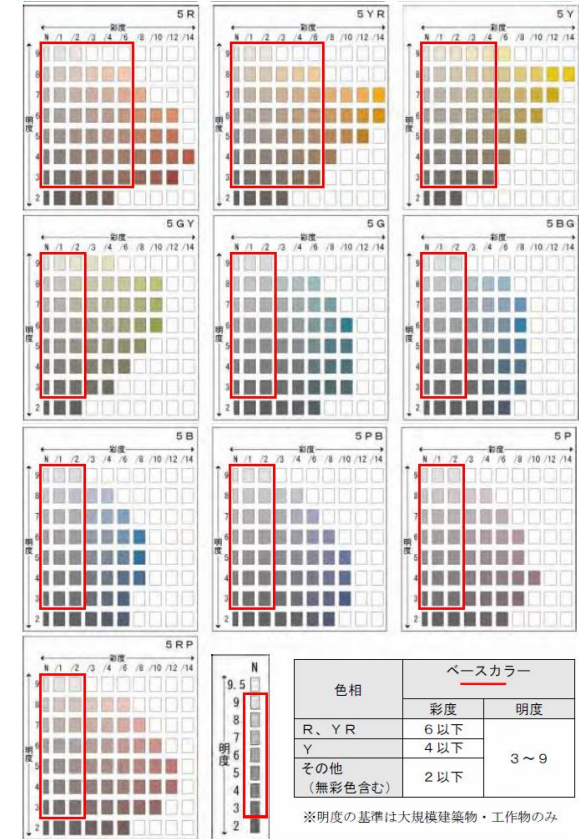
- 色彩については、定量的な景観形成基準を設け、景観誘導を推進している。

### <景観形成基準・色彩>

区域・地区名		色相	ベースカラー		アクセントカラー
			彩度	明度	
景観計画区域	みどり・田園景観区域	R、Y R	4 以下	3 ~ 9	原則使用しない
		Y			
		その他（無彩色含む）			
	まちなみ景観区域	R、Y R	6 以下		1/20 以下
Y		4 以下			
その他（無彩色含む）		2 以下			
景観形成地区	にぎわい景観形成地区	R、Y R	6 以下	3 ~ 9 (大規模建築物・工 作物のみ適用)	1/20 以下
		Y	4 以下		
		その他（無彩色含む）	2 以下		
	元茨木川緑地景観形成地区	R、Y R	4 以下		原則使用しない
		Y	2 以下		
		その他（無彩色含む）			
	彩都景観形成地区	R、Y R	4 以下		1/20 以下 (町名色等)
		Y	2 以下		
		その他（無彩色含む）			
	歴史的景観形成地区	R、Y R	3 以下		原則使用しない
		Y	2 以下		
		その他（無彩色含む）			
沿道景観形成地区	R、Y R	6 以下	1/20 以下		
	Y	4 以下			
	その他（無彩色含む）	2 以下			

にぎわい景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

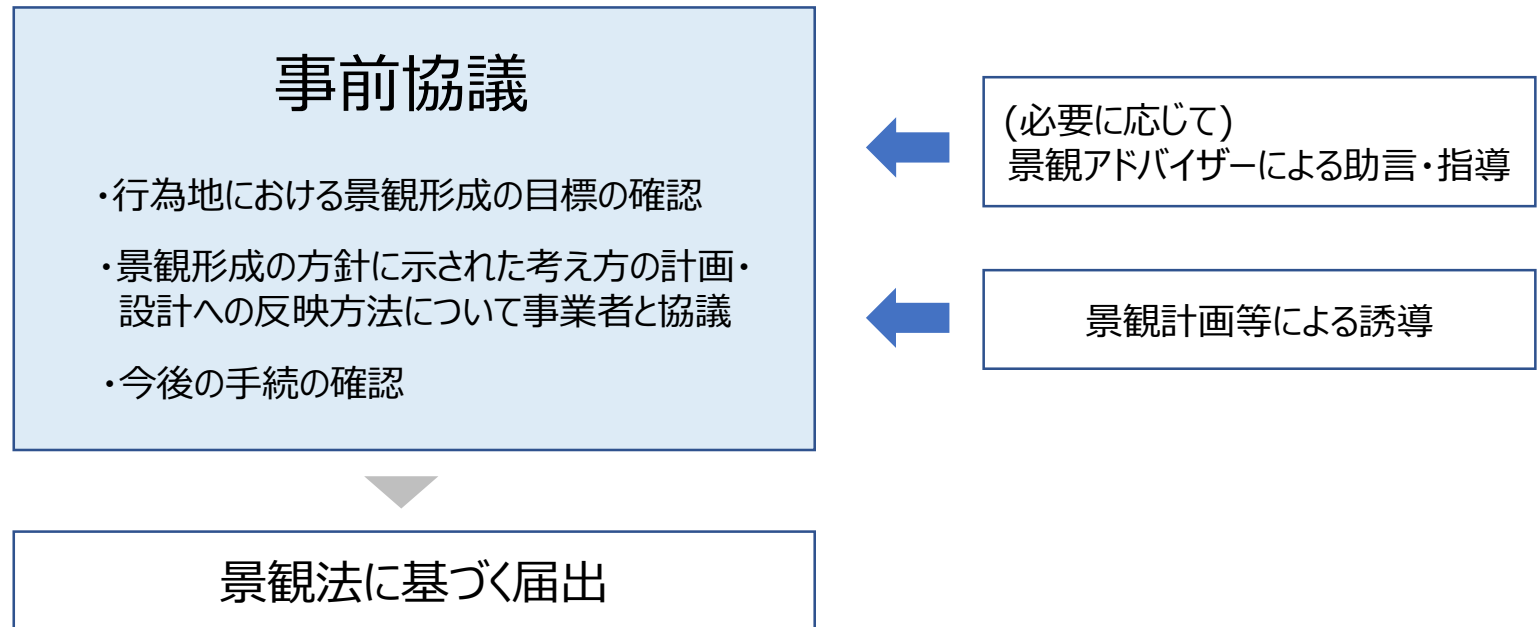
- 明るくにぎわいの感じられる色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- アクセントカラーは各立面の 1/20 以下とします。



# 景観計画

## ■効果的な景観誘導の仕組み

- 本市では、景観法第16条第1項に基づく届出に先立ち、「事前協議」の場を設け、必要に応じて景観アドバイザーからの助言や指導等を仰ぎながら、効果的に景観誘導を実施している。



## 4. 景観計画の変更内容 (概要) について

# 景観計画変更の背景と目的

## ■背景と目的

- より魅力的な景観形成を図るために、以下2点の取組みを進め、取組結果等を景観計画に反映する。

### ①東西軸の取組み

背景

「おにクル」のオープンを契機として、各拠点の効果や賑わいを面的に広げ、中心市街地の活性化に寄与する必要がある。

目的

各拠点をつなぐ中央通りと東西通りについて、道路と沿道空間が一体となった、歩きやすく、歩いて楽しく滞在や活動したくなるような魅力ある景観形成を図る。

取組

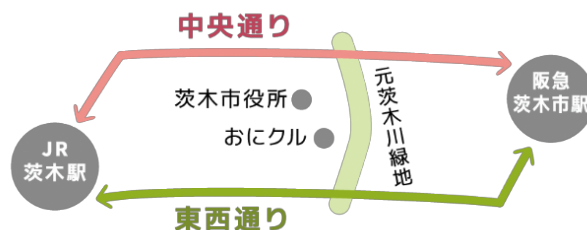
- ・取組みを通じて、魅力的な通りの指針となるガイドラインを作成する。
- ・ガイドラインの内容を法的に担保するため、景観計画に位置づける。

### ②屋外広告物の取組み

府条例で運用していることから、本市景観計画との整合に課題がある。

東西軸の取組みと連動して、条例による規制の適正化とガイドラインによる質の向上を図る。

- ・市条例・規則による規制の適正化を行う。
- ・屋外広告物ガイドラインによる質の向上を図る。
- ・屋外広告物による景観形成の基本的な考え方等を景観計画に位置づけ、条例等と整合を図る。



#### <本市景観計画等に馴染まない事例>

- ① 景観計画の重点地区に、規模が大きい広告物が掲出
- ② 自然景観を阻害する広告物が掲出
- ③ 幹線道路沿いや商業地域などにおいて、規模が大きく、色彩が派手な広告物が掲出
- ④ ウォークブル（歩行者中心）の視点に配慮されていない広告物が掲出

# ①東西軸の取組み

## ■これまでの取組経過



R2年度

通りの  
**現況調査**  
を実施



R3年度

WSで  
**将来像**  
を検討



R4年度

通りのあり方を  
**社会実験**  
で検証



R5年度

通りの指針  
**ガイドライン**  
を検討→作成



※参考資料1「ストリートデザイン  
ガイドライン（素案）」を参照



# ①東西軸の取組み

## ■目指すべき将来像

※詳細は参考資料1  
「ストリートデザインガイドライン(素案)」  
P5 を参照

### 目指すべき将来像

## 人が主役になり、まちの魅力を次ぐ”2つのメインストリート

市役所、おにクル、元茨木川緑地などがある中心部と両駅をつなぐメインストリートとして、目的地へ向かう期待感や魅力的な雰囲気演出する空間をデザインし、各拠点の魅力をまち全体に広げていく。

### 将来像を実現する上で重視する4つの視点

#### 人と人との “ワン・コミュニケーション”を 楽しめる

通りを行き交う人や沿道店舗とのコミュニケーション、新たな交流を生み出す場所や拠点づくりを行います。

その賑わいの様子が日常的な景色となることを目指します。



#### 沿道の賑わいや季節を 感じ、“ワクワク”が高まり 歩きたくなる

沿道の賑わいが通りにしみ出すとともに、植栽や掲示等の空間演出により、ストリートとして歩いていて楽しくワクワクする東西軸を形成します。



#### まちなかの個性が つながり、“ふらっと” 歩き回りたくなる

沿道でのコミュニケーションや、賑わい・季節感といったまちなかの様々な魅力を繋ぐことで、目的のあるお出かけだけでなく、そぞろ歩きを楽しめる、まちなかを形成します。



#### ゆったり並んで、 安全・安心に 歩きやすい

通りを行き交う様々な人や自転車が安心して通行できるように、ゆとりある空間整備や通行の適正化に向けた取組を実施し、「安全」な東西軸を実現します。



# ①東西軸の取組み

## ■将来像を実現するためのデザイン指針(概要)

### 中央通り (デザインコンセプト)

#### 賑わいと交流を育む親しみやすいデザイン

気軽に立寄れるオープンなお店の店先で交流が生まれ、  
まちの賑わいや人々の活動が広がる通り

### 〔空間デザインの基本方針〕

#### 道路空間

自動車と歩行者等が共存し、人中心の道路空間となるよう、  
人々の活動や交流に配慮した親しみやすい空間とする。

#### 沿道空間

オープンスペースの確保や施設内の人の動き・様子が見える  
ような低層部などにより、賑わいが感じられる空間を誘導する。

※詳細は参考資料1  
「ストリートデザインガイドライン(素案)」  
P6~12 を参照



# ①東西軸の取組み

## ■将来像を実現するためのデザイン指針(概要)

### 東西通り [デザインコンセプト]

身近に潤いを感じる良質で落ち着きのあるデザイン

自然による癒しを感じ、おしゃれなお店でささやかな交流を楽しむ  
自由に過ごせる落ち着いた通り

[空間デザインの基本方針]

道路空間

緑による潤いが感じられ、良質で洗練された空間とする。

沿道空間

積極的な緑化やオープンスペースの確保により、緑を感じながら憩える空間を誘導する。

※詳細は参考資料1  
「ストリートデザインガイドライン(素案)」  
P13~19 を参照

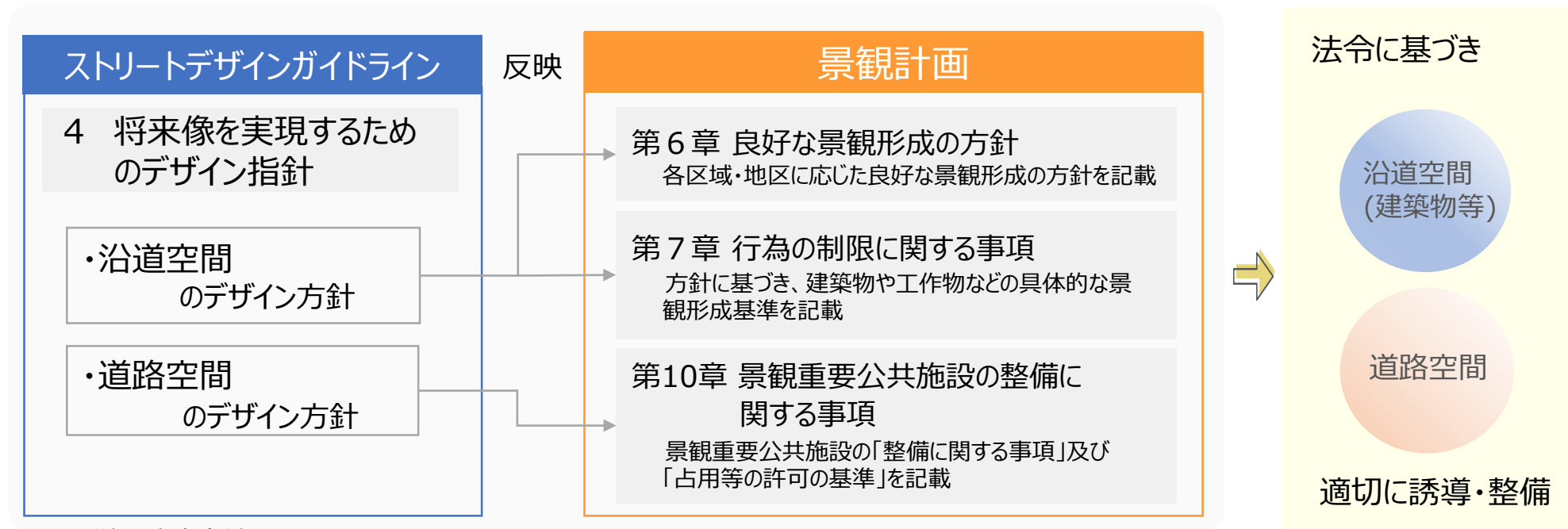




# ①東西軸の取組み

## ■ガイドラインと景観計画の関係

- ガイドラインの内容を「景観計画」に位置づけ、法的担保を確保して、景観誘導を実施する。



※詳細は参考資料1  
「ストリートデザインガイドライン(素案)」  
P6~19 を参照

# ①東西軸の取組み

## ■景観計画変更(素案)の概要

### ■第6章 良好な景観形成の方針 <にぎわい景観形成地区>

- ・歩きたくなる空間を形成するため、歩行者等に配慮した、低層部の開放性や夜間景観の演出、まちなみの連続性等を誘導します。
- ・居心地が良く滞在でき、ゆとりの感じられるまちなみを形成するため、建築物等の前面にオープンスペースを確保します。 を追加

### ■第7章 行為の制限に関する事項 <にぎわい景観形成地区>

- ・形態、意匠 商業施設の低層部は、通りに面して、十分な開口部を確保し、ショーウィンドーの設置や透過性の高いシャッターを設けるなどまちの賑わいに配慮する。
- ・色彩 東西通り沿道では、落ち着いた感じられる色彩とし、周辺の景観と調和させる。
- ・照明 商業施設では温かみを感じられる電球色を基調とし、魅力ある夜間景観の演出に努める。
- ・緑化、外構 中央通り沿道では、まちを華やかに彩る植栽の設置等に努める。  
東西通り沿道では、緑豊かな景観を形成する植栽、生垣等の緑化に努める。 などを追加

### ■第10章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の許可の基準

#### ・整備に関する事項

中央通りは、人々の活動や交流に配慮した親しみやすい道路空間の形成に努めます。  
東西通りは、緑によるうるおいを感じられ、良質で洗練された道路空間の形成に努めます。

#### ・占用等に関する基準

バス停留所の上屋、電線共同溝地上機器等は周辺景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。

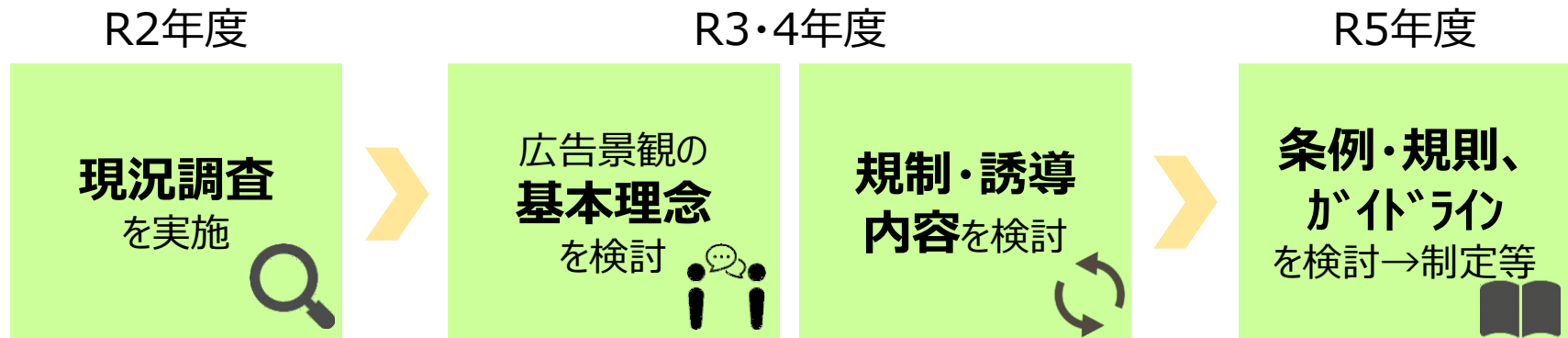
などに変更



※詳細は資料3-2「景観計画の変更(素案)」を参照

## ②屋外広告物の取組み

### ■これまでの取組経過



※参考資料2「屋外広告物規制(素案)」及び  
参考資料3「屋外広告物ガイドライン(素案)」  
を参照

## ②屋外広告物の取組み

### ■目指す広告景観の方向性

- 屋外広告物は、景観を構成する重要な要素の一つである。このため、景観計画の「本市の景観像」と整合を図りつつ、屋外広告物の特性や課題を踏まえて「基本理念」を設定

#### <広告景観の基本理念>

本市が目指す「茨木らしい広告景観」（基本理念）

**自然とまちに調和し 心づかひの感じられる 広告景観づくり**

自然との  
調和

- ・北摂山系への眺望への配慮
- ・山間部景観との調和
- ・田園景観との調和

まちなみ  
との調和

- ・中心市街地のウォークブルなまちなみとの調和
- ・地域の特性への配慮と調和  
※住宅地、商業地、工業地に加え、幹線道路沿道、山間部に対する配慮事項

## ②屋外広告物の取組み

### ■規制・誘導内容の検討【自然との調和】

#### [主な規制内容] → 条例・規則に反映

##### ■非自家用広告物禁止路線を拡充

[現在]7路線→[規制素案]19路線

##### ■山間部（171号以北の調整区域）の規制の適正化

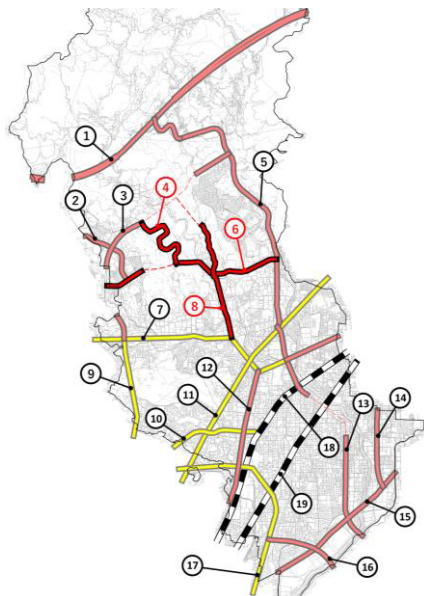
[現在]第2種→[規制素案]第1種と規制区分を厳格化

##### ■広告物種別の規制

- ・屋上広告物：全区域に高さ規制を強化等
- ・地上広告物：高さ規制や規模への総量規制を導入

※詳細は参考資料2「屋外広告物規制(素案)」を参照

非自家用広告物禁止路線（案）



朱色路線を追加予定

#### [主な誘導内容] → ガイドラインに反映

##### ■市内の平野部から北摂山系への眺望に関する配慮事項

- ・屋上広告物は設置を控え、別の表示方法を検討する。

##### ■幹線道路沿道から北摂山系への眺望に関する配慮事項

- ・地上広告はなるべく道路から離れた場所に設置する。
- ・自然景観に配慮し、設置規模を最小限に抑える。

##### ■自然景観と調和する色彩の誘導

- ・自然景観となじむ彩度の低い色彩を使用し、色数を抑える。

※詳細は参考資料3「屋外広告物ガイドライン(素案)」を参照



現状



条例規制のイメージ



条例+誘導のイメージ



## ②屋外広告物の取組み

### ■規制・誘導内容の検討【まちなみとの調和】

#### [主な規制内容] → 条例・規則に反映

##### ■非自家用広告物禁止路線を拡充（再掲）

[現在]7路線→[規制素案]19路線

##### ■第二種低層住居専用地域の適正化

[現在]第1種→[規制素案]禁止区域と規制区分を厳格化

##### ■広告物種別の規制

- ・屋上広告物（再掲）：全区域に高さ規制を強化等
- ・壁面広告物：第2種区域の縦幅規制を強化するとともに全区域に総量規制を導入
- ・突出広告物：突出幅、掲出位置の規制を導入
- ・地上広告物（再掲）：高さ規制や規模への総量規制を導入
- ・工作物利用：全区域に総量規制を導入
- ・車体利用：近隣市と整合を図るため導入

##### ■重点地区（景観形成地区）への重点規制

- ・全5地区：屋上、壁面広告物に総量規制を導入
- ・歴史的、元茨木川地区：色彩規制を導入

詳細は参考資料2「屋外広告物規制(素案)」を参照

#### [主な誘導内容] → ガイドラインに反映

##### ■まちなみや建物との調和

- ・広告物の規模や高さは、まちのスケール感や建物のスカイラインに配慮する。
- ・板面の地色を低彩度色にするなど、周辺地域との調和を図る。
- ・デジタルサイネージや窓面利用広告物に関する誘導内容などを記載

##### ■伝わりやすい配置・配列の工夫

- ・広告物の設置数は必要最小限に抑える。
- ・複数の広告内容を表示する場合は、極力集約し、意匠を統一するように配慮する。

##### ■ウォークブルの視点を踏まえた誘導（重点地区）

- ・東西軸沿道における低層部への集約やにぎわいにつながる掲出に関する内容などを記載

詳細は参考資料3「屋外広告物ガイドライン(素案)」を参照



現状



条例規制のイメージ



条例+誘導のイメージ



統一感のある広告物により、にぎわいの連続性を演出している好事例（千代田区）

## ②屋外広告物の取組み

### ■本市における規制・誘導手法の考え方

手 法	本市における規制誘導手法 の考え方	内 容	
		定量 (数値)	定性 (配慮)
屋外広告物条例・規則	良好な景観形成及び風致の維持（及び公衆危害の防止）のため、市内に掲出等される「屋外広告物全般に適用されるルール（ <b>規制内容</b> ）」を定める。	○	-
景観計画	良好な景観形成を図るための「屋外広告物の基本的な考え方等」について、明示する。	-	-
屋外広告物ガイドライン	良好な景観形成を図るための「屋外広告物の具体的な配慮内容（ <b>誘導内容</b> ）」を分かりやすく解説する。	-	○

## ②屋外広告物の取組み

### ■景観計画変更(素案)の概要



#### ■第9章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

##### ○屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方

- ・屋外広告物が持つ情報伝達手段という特性や経済活動への影響を考慮に入れつつ、下記の基本的な考え方に沿った屋外広告物の適正化や質の向上を図ることを通じて、建築物や工作物等の行為の制限とともに、地域の個性が際立つ良好な景観形成の実現をめざします。

<本市が目指す「茨木らしい広告景観」>

「自然とまちに調和し 心づかいの感じられる 広告景観づくり」

##### ○屋外広告物の表示等に関する行為の制限の方針

- ・茨木らしい広告景観を実現するために、市全域の屋外広告物を対象に、本市独自の屋外広告物条例及び同施行規則を制定し、規制内容を定めるとともに、屋外広告物ガイドラインを作成し、広告景観の質的な向上を誘導します。

<広告景観形成の方針>

- ・茨木らしい広告景観の実現の観点から、「自然との調和」「まちなみとの調和」について重視したものとし、自然景観や市街地景観、歴史的景観、沿道景観等、地域やまちなみの多様な特性に応じた規制・誘導を行います。
- ・中心市街地において、ウォーカブル（歩行者中心）の視点のもと、まちなみの賑わい形成や連続性に配慮した規制・誘導を行います。

などに変更

詳細は資料3-2「景観計画の変更（素案）」を参照